

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和2年10月
消費・安全局動物衛生課

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策

発生時には…

まん延防止対策

発生国・地域

国
(農林水産省)

連携

都道府県
(家畜保健衛生所)

防疫指針の作成等

発生時に備えた準備

- ・農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう指導・助言、勧告、命令
- ・補完的に提供する埋却地の準備
- ・防疫対応に必要な資材の確保、派遣人員のリストアップ、防疫演習等を実施

国（動物検疫所）による水際措置の徹底

- ・動物、畜産物等の輸出入検疫
- ・入国者に対する質問、携帯品の検査・消毒

農場での飼養衛生管理の徹底（飼養衛生管理基準等）

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地、施設の確保等
- ・家畜の飼養衛生管理状況の定期報告
- ・患畜等の早期の発見・通報の徹底

患畜の早期の発見・通報

- ・特定症状を呈している家畜を発見した旨の届出
- ・患畜等が発見した旨の届出

家畜の所有者

都道府県
(家畜保健衛生所)

国
(農林水産省)

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

防疫方針の決定・改定
(緊急防疫指針の策定)
財政支援（消毒費用等）
人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

まん延防止措置

- ・発生農場周辺の通行の制限・遮断
- ・家畜等の移動の制限、と畜場の事業の停止等
- ・消毒ポイントを通行する車両の消毒
- ・患畜等の所在した畜舎等の消毒、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- ・患畜等の速やかな処分（動物福祉に配慮）
- ・患畜等の死体・汚染物品の焼却・埋却
- ・指定家畜の予防的殺処分（ASF及び口蹄疫のみ）

発生農場

国の財政支援

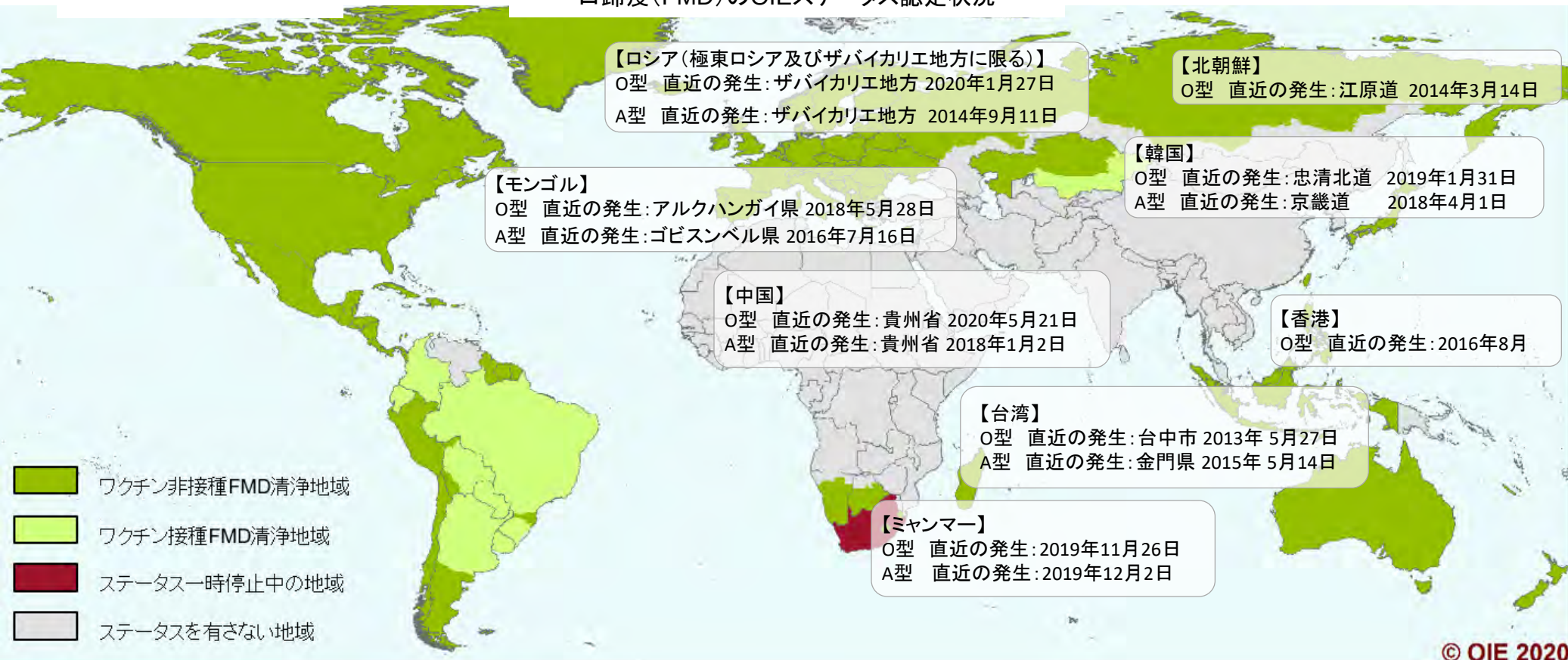
- ・患畜等に係る手当金及び特別手当金（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- ・必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- ・指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- ・家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- ・移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

人的支援
（疫学調査チームの派遣）
財政支援

近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 本病は中国、韓国等の近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。平成23年より年1回「口蹄疫防疫及び高病原性鳥インフルエンザに係る日中韓等東アジア地域シンポジウム」を開催し国際的な連携を強化。

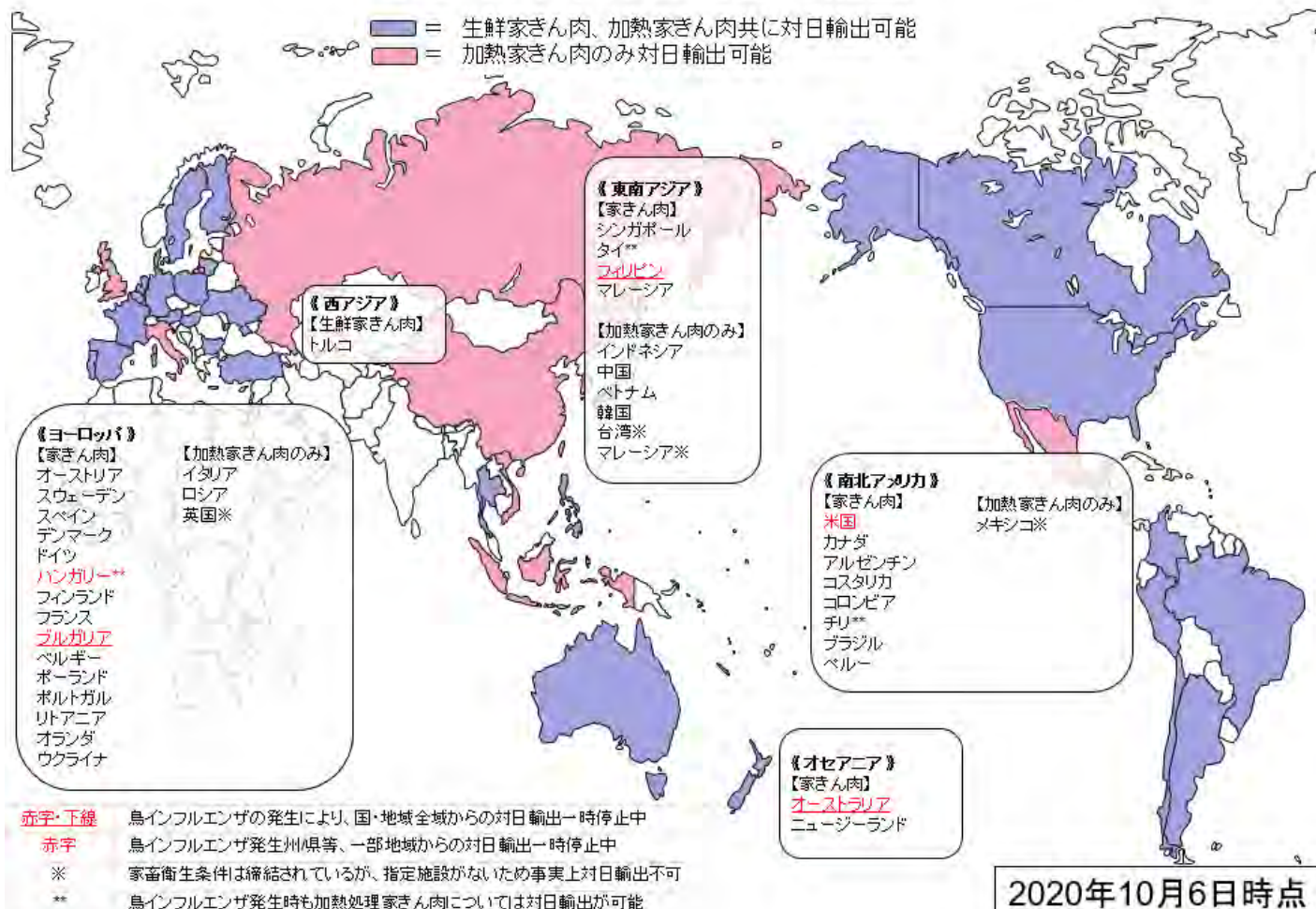
口蹄疫(FMD)のOIEステータス認定状況



海外における高・低病原性鳥インフルエンザの発生状況とそれに伴う我が国の措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・ 2004年2月からは、ペットも含め全ての鳥類について発生国からの輸入を停止。
- ・ アジア諸国を対象に、本病のまん延を防ぐため、国際機関を通じ、防疫対策を支援。

家きん肉の対日輸出可能国



アジア地域への支援の概要

○“ワンヘルス”による動物疾病対策・食料安全保障強化事業

- ・ 令和2年度予算額 65百万円
- ・ 事業内容

アジア域内の野鳥及び家きんの鳥インフルエンザの防疫対策ワークショップの開催、各国の狂犬病対策の有効性評価、アジア太平洋地域の獣医組織能力の強化等

○包括的SPS関連対策事業（うち動物衛生分野）

- ・ 令和2年度予算額 60百万円
- ・ 事業内容

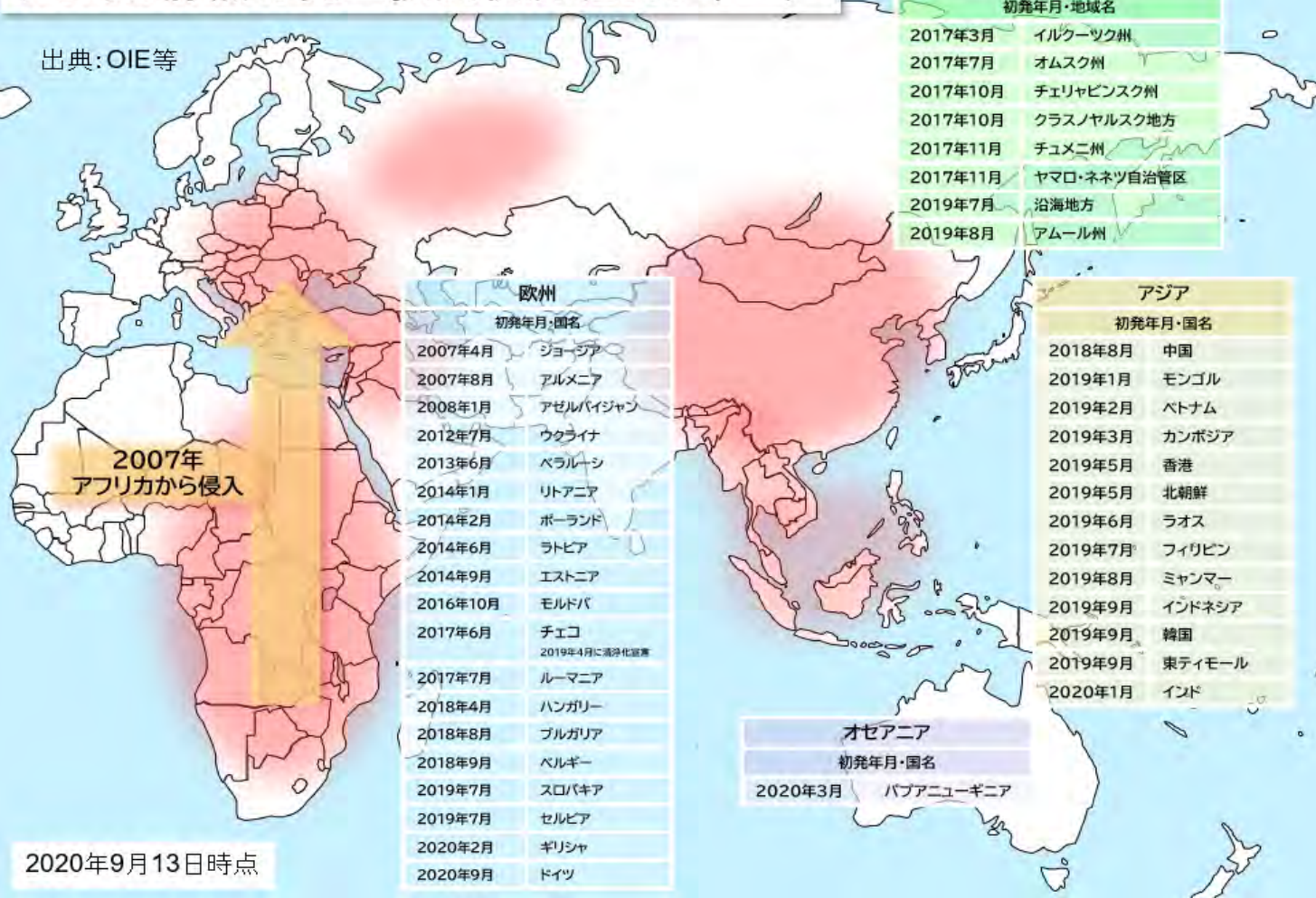
OIE/FAO越境性動物疾病防疫のための世界的枠組みにおける専門家会合の開催等によるASFや水生動物疾病の防疫対策及び専門家ネットワークの整備、疾病サーベイランスの推進、疾病情報の集約・分析、疾病情報発信活動強化等 (3)

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

- 本病は主に欧州、ロシアで継続的に発生がみられるが、2018年にはハンガリー、ブルガリア、ベルギーで、2019年にはスロバキア、セルビアで、2020年にはギリシャ、ドイツで新たに発生し、感染地域が拡大している。
- 2018年8月中国において、アジアで初めて発生し、2019年4月19日にはすべての直轄市、省、自治区で発生が確認された。2019年以降はモンゴル、ベトナム、カンボジア、香港、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、フィリピン、韓国、インドネシア、東ティモール、インドでも発生が確認されており、人や物を介した我が国への侵入リスクが一層高まっている。

アフリカ豚熱の発生拡大状況(2007年～)

出典: OIE等



中国の発生をふまえ 強化した対策

<国内対策>

- 豚及びいのしの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底。
- ①人、物、車両によるウイルスの持ち込み防止
- ②野生動物対策
- ③食品残さ給与に関する指導

<水際対策>

- 中国からの飼料用稲わらを一部輸入停止
- 検疫探知犬の臨時的増頭
- 中国からの直行便の携帯品検査を強化
- 中国からの豚由来畜産物の検査を強化
- 国際郵便物の検査を強化
- 靴底消毒及び車両消毒の実施状況の点検
- 船舶・航空機の厨芥残渣の適切な処理を指導
- 広報活動の強化
- 機内アナウンスの実施
- 関係省庁との連携強化 など

※参考

- 旅客が携帯していた豚肉製品から、アフリカ豚熱ウイルス遺伝子を検出。一部からは、感染力のあるウイルスを分離。

越境性疾病の侵入防止策について

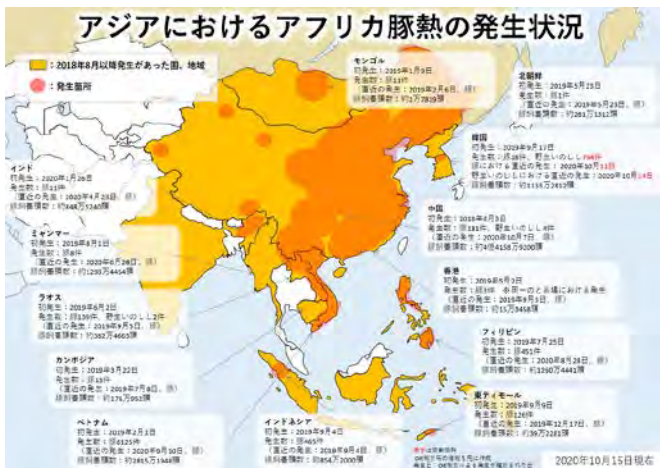
1 基本的考え方

- (1) 2000年、2010年と口蹄疫が発生したが、日本は、アジア唯一の口蹄疫清浄国（豚熱については、2018年9月、26年ぶりに発生が確認され、2020年9月にステータス消失）。また、近年欧州で拡大しているアフリカ豚熱が、2018年8月にアジアにおいて初めて中国で確認され、2019年1月にはモンゴル、2月にはベトナム、3月にはカンボジアでも確認された。
- (2) アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、今後も我が国に越境性疾病が侵入する危険性は高く、国際空港・海港における水際での検疫を強化する一方で、国内では侵入する可能性があるという前提に立ち、国、都道府県、畜産農家など関係者が連携・協力して、実効ある防疫体制を整備することが必要。

アジアにおけるアフリカ豚熱発生状況

アジアにおける豚熱発生状況

アジアにおけるFMD発生状況



越境性動物疾病の侵入防止策について

2 国内への侵入防止策

(1) 広報活動の強化

- ・ 中国国内SNS（Weibo等）ベトナム国内SNSなどに情報発信
- ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便は全便数のうち約9割）
- ・ 広報ポスターの掲示（本年7月1日から3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5000万円以下）の罰金増額を明示）

(2) 畜産物の持込みの取締

- ・ 検疫探知犬による探知活動
- ・ 職員による質問（通訳を配置）
- ・ 税関と連携した旅客の携帯品検査の強化
- ・ 畜産物の違法持込みに対する対応の厳格化

(3) 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理の指導（全167処理業者）



広報ポスター

3 国内における侵入防止策

(1) 春と秋に都道府県防疫担当職員を参集し、越境性動物疾病の情報、対策のポイント等を共有

(2) 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- ・ 人や車、物の出入りに際しての畜舎、飼料倉庫、たい肥舎等、特に衛生的な管理が必要となる衛生管理区域を設定し、洗浄、消毒の徹底
- ・ また、直接、越境性疾病の侵入防止を目的とするものとして、
 - 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないこと
 - 生肉を含む可能性がある食品循環資源を飼料として給与する場合、70度以上で30分間以上など加熱処理すること

を指導。



検疫探知犬による探知活動

国際空港・海港における水際検疫の強化

- 海外から口蹄疫、ASF等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 2020年3月に家畜伝染病予防法が改正され、本年7月1日より、出入国者に対する質問、携帯品の検査や、違法畜産物を廃棄することが可能となり、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する 注意喚起



発生国からの入国者への 質問の実施



動植物検疫探知犬による 手荷物検査



消毒マットを用いた 靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、
鶏などの家畜に接触したり
、牧場、と畜場などの畜産
施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の
土に触れた衣類や靴などを
所持していますか？ ハム
、ソーセージなどの肉製品
を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に
家畜に触れる予定がありま
すか？

(必要に応じ、英語、中国語、
韓国語等を記載した資料を使用)

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、各ポスターにはQRコードを添付。



日本における動植物検疫探知犬の概要

検疫探知犬とは・・・

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬。
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。その後、主要空港に導入している。
- ・令和2年7月時点で96頭が全国に配備。令和2年度末までに**計140頭**になる予定

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類

ハム、ソーセージ類

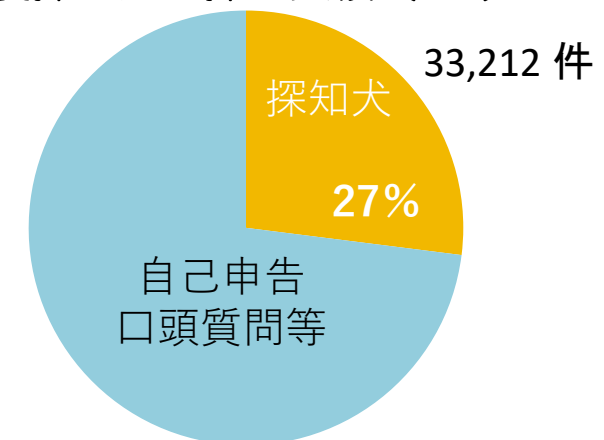


餃子等の肉製品

果物



検疫探知犬の探知実績（R1）



携帯品及び郵便として持ち込まれた禁止品等（121,086 件）の27 %

参考：年度毎の探知犬配置総数（予定を含む）

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	29	53	96	105	140

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からASF、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離

モニタリング検査の結果

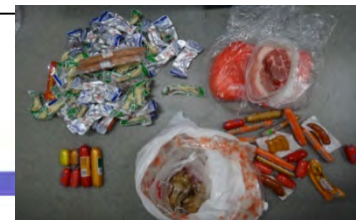
検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等
検査期間：2015年6月～2020年3月（総検査検体数1396件^(*)）

搭載国	畜種	分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)	調査時期
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	2015年度
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
台湾		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	2016年度
フィリピン		ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株)	
ベトナム	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	2017年度
ベトナム		鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株)	
台湾	鶏	鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
中国	あひる	鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株)	2018年度
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	2019年度
中国	豚	ASFウイルス(2株)	
ベトナム	鶏	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
ミャンマー	鶏	ニューカッスル病ウイルス(1株)	

(*)2020年3月までに検査終了した検体数



- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化



★注目情報★

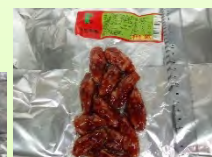
- 中国・ベトナムから持ち込まれた携帯品89件から、ASFウイルスの遺伝子を検出
(2020年9月9日現在)
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件からASFウイルスを分離



豚肉ソーセージ
(北京から新千歳空港)



自家製餃子
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(延吉から関西空港)



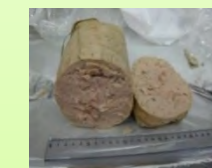
自家製ソーセージ
(青島から中部空港)



ソーセージ
(上海から中部空港)



ソーセージ
(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品
(ハノイから成田空港)

畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発

 **動物検疫所からの重要なお知らせ**



2019年4月22日から
海外からの肉製品の違法な持込みに対する対応を厳格化しています。

 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法改正により、
2020年7月1日から
違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は最高300万円の罰金
が科せられます。
(法人の場合は、**最高5,000万円**)

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持込みについて詳細はこちら](#)



(別添様式2号)

警告書

No. _____

年 月 日

姓 名 _____

生 年 月 日 _____

パスポート No. _____

personal Id. No. _____

農林水産省動物検疫所〇〇支所 (〇〇出張所)

家畜防疫官 _____ 印

貴殿は、年 月 日、別記の畜産物等について、日本国内に不正に持ち込みました。このことは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第36条第1項又は法第37条第1項に違反する行為に該当するため、改めて日本の法律を遵守し、二度と輸入が禁止された畜産物等を持ち込まないよう強く要請します。

今後、貴殿が不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合、刑事処罰を求めて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく措置（告発）等を行うことがありますので、十分留意して下さい。

農林水産省動物検疫所 〇〇支所 (〇〇出張所)

住所： _____

電話： _____ FAX： _____

注）「違法物品録」を添えて3部（原本、コピー用紙2部）を作成し、罰印を押印後、1部（コピー用紙）を警察官事務に交付の上、1部（原本）を保管すること。

私は、法第36条第1項（輸入禁止）又は法第37条第1項（輸入のための検査証明書の添付）及び法第40条第1項（輸入検査）に違反し、年 月 日、別記の畜産物等を日本国内に持ち込みました。

今回、家畜防疫官から、法第1条（目的）、法第36条第1項、法第37条第1項、法第40条第1項及び関連する規定（対象地域・畜産物の内容等）のほか、法第63条に基づく刑事罰の内容（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）について説明を受け、その目的に鑑みず（自己消費目的であっても）、畜産物等を持ち込めば違法行為に当たり処罰されることを理解しました。今後、二度と輸入禁止物等を持ち込みません。

警告書を受領しました。

受領日： _____ 年 月 日

入国手段： _____

姓 名： _____

住所（日本滞在先住所）： _____

滞在期間： _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

氏 名： _____

電話番号： _____

自 署： _____

【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と輸入禁止物を持ち込まないよう要請。今後、不正に持ち込んだ場合は告発等の措置を執ることがある旨警告。
- 違法行為に該当することを理解し、今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まない旨を誓約。

家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 豚熱は、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、**59例の発生を確認（10月6日現在）**。
- 高病原性鳥インフルエンザは、直近では、2018年1月に香川県で発生したが、2018年4月15日付けでOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。
- 牛の結核やブルセラ症は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数） 注2

年（西暦）	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
口蹄疫	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ症(牛)	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結核(牛)	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	278	313	235	331	211	293	326	327	315	374	321	380	159
牛海綿状脳症(BSE)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクレイピー(羊)	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	8
高病原性鳥インフルエンザ	0	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	0
低病原性鳥インフルエンザ	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2020年4月までの集計結果（ただし、豚熱は9月までの集計結果）。